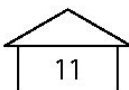
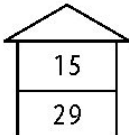
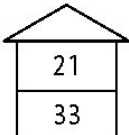


1.壁量のチェック

建築基準法（施行令第46条第4項）で求められている壁量のチェック方法と基本的な考え方は同じですが、等級2以上では、準耐力壁（準耐力壁、垂れ壁、腰壁）も評価の対象になります。但し、等級2以上の場合でも等級1（建築基準法）を満たしていること、つまり、耐力壁だけでも一定の水準を確保していることを確認する必要があります。

1.1 建築基準法の必要壁量

地震力に対する壁量計算

地震時の壁係数 (cm/m ²)			
軽い建物 (スレート、金属板葺き等)		重い建物 日本瓦、洋瓦等の重い材料	
平屋	2階建	平屋	2階建
 11	 15 29	 15	 21 33

必要壁量は床面積×壁係数

床面積に上記に記載してある壁係数を掛け合わせて、必要な壁量を各階算出する。

例) 2階建てで、1階の床面積は80㎡、2階の床面積は50㎡、軽い建物の場合だと

1階の必要壁量は80(㎡)×29(cm/㎡)となり、2320cm 23.2mとなる。

2階の必要壁量は50(㎡)×15(cm/㎡)となり、750cm 7.5mとなる。

必要壁量はX方向、Y方向それぞれ各階必要となります。この場合ですと、1階はX方向だけで23.2mの壁量がなければなりませんし、Y方向でも同様に23.2mの壁量がなければなりません。

これは地震力に対する壁量計算です。建築基準法ではもう一つ、風圧力に対する壁量計算も必要です。

風圧力に対する壁量計算

見附面積を1階、2階それぞれX方向、Y方向計算し、風圧力の壁係数を掛け合わせて、必要な壁量を算出する。